

令和 7 年度

議会の概要



瀬戸内市議会

目 次

市章・市マスコットキャラクター	1
市の概要	2
位置・地勢	
人口・面積	
議 会	3
議会の構成	
常任委員会	
議会運営委員会	
特別委員会	
議員旅費等	
議員報酬等	
議会事務局の機構	5
議会の公開	5
議会運営の方法	6
議会運営	
一般質問	
請願陳情等	
令和6年中の会議開催状況	9
財 政	10
職員定数・実数	12
議員名簿	13



市 章

瀬戸内のイニシャル「S」の文字をモチーフに、瀬戸内の将来像である「豊かな自然と歴史を活かした交流と創造の都市～つなぐ・いかす・つくる～」のイメージをあらわし、新市　瀬戸内の魅力と活力あふれる繁栄発展を表徴した市章としました。



瀬戸内市マスコットキャラクター 「セットちゃん」

新しく誕生した瀬戸内の顔として、活力あふれる街づくりをセットしてまいります。

「セットちゃん」の名前は、文字通り「瀬戸内」からとったもの。あと、もうひとつ。自由自在に髪型をセットしていくことから、「セットちゃん」と名付けられました。日本全国から愛されるよう、あたたかく見守ってください。

市の概要

【位置・地勢】

県都岡山市に隣接し、JR赤穂線が市内を走り、市の中心を東西に岡山ブルーラインが横断し、市北側には国道2号線が通る交通条件を背景に、都市近郊型の良好な住宅環境や企業の立地などにより発展しています。

さらに、瀬戸内海国立公園を形成する海や海岸線をはじめ、緑豊かな丘陵などの自然に恵まれた美しい景観や西日本最大級のヨットハーバーなどがあり、観光客が多く訪れます。

また、農業はもちろん、沿岸漁業や牡蠣などの養殖も盛んです。



【人口・面積】

○人 口 36,069人（令和7年4月1日現在）

男 17,531人

女 18,538人

・産業別人口（令和2年国勢調査）

第1次産業 1,516人(8.9%)

第2次産業 4,963人(29.1%)

第3次産業 10,165人(59.4%)

○世帯数 16,291世帯（令和7年4月1日現在）

○面 積 125.46km²

○市制施行年月日 平成16年11月1日

(牛窓町、邑久町、長船町が合併し、「瀬戸内市」誕生)

議 会

【議会の構成】

○議員数

(令和7年6月6日現在)

条例定数 18人 (平成29年6月4日の一般選挙から)				
現 員 18人 (男 12人・女 6人)				
会 派 別 (H23.4.1導入)	日本共産党 瀬戸内市議団	かなえの会	明るい明日 をつくる会	公明党 瀬戸内市議団
	2人	4人	4人	2人
	瀬戸内 市民の会	無会派		
	3人	3人		

○議員の任期

令和7年6月6日～令和11年6月5日

○議長・副議長の任期

2年

○年齢別議員数

(令和7年6月6日現在)

年齢別議員数	25～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才～
最年長 82歳						
最年少 39歳						
平均年齢 57.7歳	0人	1人	6人	5人	5人	1人

【常任委員会】

名称及び定数 所管事項	総務文教常任委員会 6人 総務部、総合政策部、消防本部、教育委員会及び出納室の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。）	
	環境福祉常任委員会 6人 市民部、環境部、福祉部、こども・健康部及び病院事業部の所管に関する事項（予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。）	
	産業建設水道常任委員会 6人 産業建設部及び上下水道部の所管に関する事項（予算常任委員会及び決算常任委員会が所管する事項は除く。）	
	予算常任委員会 17人 予算議案に関する事項	決算常任委員会 16人 決算認定議案に関する事項
任期	2年	

【議会運営委員会】

定 数	8人
任 期	2年

【特別委員会】

名 称	委員定数
議会広報編集特別委員会	7人

【議員旅費等】

旅 費	行政 視察	縦割りの常任委員会、議会運営委員会 委員の改選年 1人当たり 70,000円 委員の非改選年 1人当たり 16,200円 特別委員会（議会広報編集） 1人当たり 16,200円
	旅 費 額 基 準	鉄道費 普通旅客運賃
		船 賃 3階級の場合 中級 2階級の場合 下級
		車 賃 1kmにつき 37円
		宿泊手当 1夜につき 2,400円
		宿泊料 実費（宿泊地の区分に応じた上限額あり）
	その他	急行料金 特別急行列車 片道100km以上 普通急行列車 片道 50km以上
費用弁償（本会議・委員会）		平成19年4月より廃止
政務活動費	交付対象	議員個人
	交付時期	4月（一括交付）
	交付額	年額240,000円

【議員報酬等】

(令和7年4月1日現在)

職名	月額	職名	月額
議長	450,000円	市長	880,000円
副議長	380,000円	副市長	720,000円
議員	350,000円	教育長	640,000円
※ 平成25年度に特別職報酬等審議会が開催され、現行のまとめる審議結果となった。			
議員期末手当	支給率 6月 1.525ヶ月	12月 1.525ヶ月	

議会事務局の機構

議会事務局職員数 5人

局長 1人、次長 1人、総括主幹 1人、
主幹 1人、主任 1人

議会の公開

1. 本会議の公開

インターネットによる生中継及び録画配信（平成23年9月定例会から）

本庁舎1階ロビーのテレビで生放映

2. 会議録の作成

本会議録：全文記録（ICレコーダーで録音。反訳は業者委託）

検索システムで平成16年11月臨時会以降の会議録を公開

委員会録：全文記録（音声認識システムを使用し事務局で作成）平成25年6月から

3. 議会だよりの発行

名称：「議会だより せとうち」 発行回数：定例会ごとに年4回、全戸配布

規格：A4版（カラー）年間68ページ（平均16ページ）、令和元年11月1日発行分から、一般質問の録画映像を視聴するためのQRコードを掲載

特別委員会の構成：副議長及び各常任委員会から2名ずつ選出され7人で構成

4. 議会報告会の実施

議会基本条例（平成25年1月1日施行）に基づき、年1回実施（令和6年度未実施）

議会運営の方法

【議会運営】

1. 議員の議席

当選回数、在籍年数、生年月日を基準として、1期議員からとする。

2. 議会招集告知等の送付について

基本的にはグループウェアでの通知とする。

3. 議案の配付時期

議案書の配付は開会3日前までとする。

4. 議会運営委員会の委員

会派から選出し、会派の人数を基準に各会派の割り当て数を決定する。

議長は地方自治法第105条の規定により出席する。

5. 議長の常任委員の辞退

実施する。

6. 議案質疑について

(1) 通告制とする。

(2) 質疑通告受付期間は、議案上程の翌日から一般質問初日の午後1時まで。

(3) 質疑は、本会議で議題とされた順に行い、同一議案に対する通告者が多数の場合は通告順に行う。

(4) 議長の発言許可後、自席で行う。執行部の答弁も自席で行う。

(5) 会議規則により質疑は3回までとする。

7. 委員長報告に関する質疑

(1) 会議規則にて通告を規定しているが、発言通告書による通告は行わない。

(2) 質疑は自席で行い、委員長の答弁は答弁席で行う。

8. 討論の方法

(1) 通告制とする。

(2) 討論通告受付期間は、議案質疑後から本会議最終日前日の午後1時まで。

(3) 討論は登壇して答弁席で行う。

9. 表決の方法

議案に対する表決方法については、主に起立採決とする。

10. 予算及び決算の審査方法

- (1) 予算 予算常任委員会（議長を除く全議員で構成）に付託。
・分科会（縦割りの常任委員会と同じ委員で構成）を設ける。
- ↓
- ・予算議案を各分科会へ分担し、詳細に審査。
- ↓
- ・各分科会の委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行う。
- (2) 決算 9月定例会で決算常任委員会（議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成）に付託。
・分科会（縦割りの常任委員会と同じ委員で構成）を設ける。
- ↓
- ・決算認定議案を各分科会へ分担する。閉会中の継続審査とし、各分科会で詳細に審査。
- ↓
- ・各分科会の委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行う。

【一般質問】

1. 個人質問

- (1) 個人質問通告受付期間
開会 7 日前に行われる議運の翌日から市長行政報告のあった日（開会日）の翌日の正午（修正等がある場合は午後 3 時）まで。

- (2) 質問順位
開会 7 日前に行われる全員協議会終了後に全議員が番号くじを引き、その番号の若い順とする。代表質問がある場合、質問順位は繰り下がるものとする。

- (3) 発言時間・質問回数の制限
時間は答弁を含めて 60 分以内。質問回数は制限なし。
制限時間の 3 分前、1 分前、終了時にはベルを鳴らし、議長が注意をする。
関連質問は原則として許可しない。

- (4) 質問の方法
対面方式とし、質問は質問席で行う。
答弁は 1 回目の質問に対しては登壇して答弁席で行い、2 回目以降は自席で行う。
1 回目は全項目について質問をし、答弁を受ける。2 回目からはその項目のうちから自由に一問一答を行うことができる。

2. 代表質問

(1) 実施時期

原則年1回、2月定例会に実施する。ただし、市長改選直後の定例会など、必要性があれば実施する。

(2) 代表質問通告受付期間

個人質問と同様。

(3) 質問順位

個人質問の番号くじを引き、その番号の若い順に1番からとする。

(4) 質問の方法・発言時間・質問回数の制限

次の①又は②の選択制とする。

	①一問一答方式	②一括質問一括答弁方式
質問の方法	個人質問と同じ	一括質問一括答弁
発言時間	答弁を含めて70分以内	答弁を含めず30分以内
質問回数	制限なし	3回

(5) その他

個人質問との重複は認めない。

【請願陳情等】

1. 請願・陳情の受付

招集日の8日前までに受理されたものは、その議会中に審議し、その後の提出は、原則として次の議会で審議する。

ただし、招集日前日までに受理したもののうち、議長が特に緊急性があると認めるものは、議会運営委員会に諮り、その会期中に審議することができる。

2. 請願の取り扱い

請願の紹介議員は3人までとする。

紹介内容が議員の属する常任委員会の所管であるときは、原則として紹介議員になれない。ただし、議長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

3. 陳情の取り扱い

- (1) 市内に居住する者から提出(持参)された陳情は、議会運営委員会において委員会への付託を協議する。
- (2) 市外に居住する者から提出(持参)された陳情は、議員全員へ文書配付する。
- (3) 郵送された陳情は、一般文書扱いとする。

4. 意見書案(請願に基づくものを除く)及び決議案の取り扱い

意見書案(請願に基づくものを除く)及び決議案を提出しようとする議員は、原則招集日7日前に開催する議会運営委員会の前日までに案文を議長に提出しなければならない。

令和6年中の会議開催状況

○本会議

	回 数	会期日数	開議日数	傍聴者数	質問者数
定例会	4回 (2.6.8.11月)	102日	24日	62人	71人
臨時会	1回	1日	1日	1人	0人
合 計	5回	101日	27日	61人	64人

○委員会等開催日数

常任委員会名	総務文教	環境福祉	産業建設水道	予 算	決 算
開催日数	6日	9日	8日	25日	5日

議会運営委員会開催回数	15回
全員協議会開催回数	5回

○付議事件処理状況

提出 案 件	市長提出	128件		
	議員提出	2件		
	合 計	130件		
結 果	原案可決	108件	承 認	5件
	否 決	0件	同 意	3件
	認 定	10件	適 任	4件
	継続審査	0件	不 認 定	0件
	撤 回	0件	審議未了	0件
	修正可決	0件		
報 告	10件			
選 挙	1件			
推 薦	0件			

○請願・陳情の処理状況 (受理件数 請願 1件 陳情 3件)

	採 択	不採択	継続審査	審議未了	取り下げ
請 願	1	0	0	0	0
陳 情	3 (内趣旨採択1)	0	0	0	0

財政

令和7年度 予算額等の概要

(1) 予算総額

(単位:千円)

会計別	当初
一般会計	24,987,177
特別会計	9,563,778
事業会計	7,077,519
計	41,628,474

(2) 一般会計

(単位:千円、%)

款別	当初	構成比	款別	当初	構成比	
市税	5,728,846	22.9	歳出	議会費	180,575	0.7
地方譲与税	167,000	0.7		総務費	4,449,758	17.8
利子割交付金	2,400	0.0		民生費	7,349,887	29.4
配当割交付金	33,000	0.1		衛生費	2,038,385	8.2
株式等譲渡所得割交付金	53,000	0.2		労働費	19,000	0.1
法人事業税交付金	103,000	0.4		農林水産業費	1,037,186	4.2
地方消費税交付金	941,000	3.8		商工費	939,379	3.8
ゴルフ場利用税交付金	4,100	0.0		土木費	2,657,217	10.6
環境性能割交付金	21,000	0.1		消防費	1,175,345	4.7
歳入	地方特例交付金	45,000		教育費	3,257,227	13.0
地方交付税	5,354,000	21.4		公債費	1,823,218	7.3
交通安全対策特別交付金	2,400	0.0		災害復旧費	-	-
分担金及び負担金	96,633	0.4		予備費	60,000	0.2
使用料及び手数料	200,005	0.8				
国庫支出金	3,841,553	15.4				
県支出金	1,737,404	7.0				
財産収入	511,806	2.0				
寄附金	1,325,012	5.3				
繰入金	3,051,221	12.2				
繰越金	16,586	0.1				
諸収入	231,611	0.9				
市債	1,520,600	6.1				
計	24,987,177	100.0		計	24,987,177	100.0

議会費の内訳

(単位：千円)

区分	当初	区分	当初
報酬	79,250	需用費	3,295
給料	18,441	役務費	1,454
職員手当等	33,355	委託料	3,122
共済費	25,070	使用料及び賃貸料	3,981
旅費	3,652	備品購入費	2,020
交際費	253	負担金補助及び交付金	6,682
		計	180,575

(3) 特別会計

(単位：千円)

会計別	当初
国民健康保険	4,332,969
国民健康保険診療施設裳掛診療所	18,876
介護保険	4,408,260
後期高齢者医療	777,146
土地開発事業	8,128
企業団地造成事業	18,399
計	9,563,778

(4) 事業会計

(単位：千円)

会計別	当初
病院事業	2,389,632
水道事業	1,883,979
下水道事業	2,803,908
計	7,077,519

(5) 岁出性質別経費 (普通会計)

(単位:千円、%)

区分		予算額	構成比
義務的経費	人件費	4,531,239	18.1
	扶助費	3,643,573	14.6
	公債費	1,823,218	7.3
	計	9,998,030	40.0
投資的経費	普通建設事業費	3,047,163	12.2
	補助事業費	951,469	3.8
	単独事業費	2,095,694	8.4
	計	3,047,163	12.2
その他の経費	物件費	4,280,134	17.1
	維持補修費	193,715	0.8
	補助費等	3,596,856	14.4
	積立金	1,824,792	7.3
	繰出金	1,847,189	7.4
	その他	199,298	0.8
	計	11,941,984	47.8
合計		24,987,177	100.0

○財政指標 (令和5年度)

財政力指数	0.548
実質公債費比率	8.7%
経常収支比率	88.9%

職員定数・実数

(令和7年4月1日現在)

職員定数 条例 716名 一 実数 623名									
内訳	部局	定数	実数	部局	定数	実数	部局	定数	実数
	市長部局	340	324	水道企業	32	18	病院企業	150	142
	消防職員	100	79	議会事務局	7	4	選挙管理委員会事務局	2	(2)
	監査委員事務局	3	【2】	農業委員会	2	(1)	教育委員会	80	56
	※ () は市長事務部局の職員をもって充てる。								

※ () は市長事務部局の職員をもって充てる。

※ 【 】は備前市出向の職員をもって充てる。

瀬戸内市議会議員名簿

(令和7年6月23日現在)

議席番号	期	氏名	会派	所属常任委員会					議会運営委員会 (8人)	備考
				総務文教 (6人)	環境福祉 (6人)	産業建設水道 (5人)	予算 (17人)	決算 (16人)		
1	1	谷 美香	かなえの会	○			○	○		
2	1	廣野真智子	無会派		○		○	○		
3	1	原田 茂	明るい明日をつくる会	○			○	○		
4	1	増田 貴之	日本共産党瀬戸内市議団			○	○ 副委員長	○		
5	1	相澤 忠明	無会派			○	○	○ 副委員長		
6	2	木下 公文	瀬戸内市民の会	○ 副委員長			○	○	○	
7	2	鳴原 舞	かなえの会			○ 委員長	○	○	○	
8	2	成本 崇	かなえの会	○ 委員長			○	○	○	
9	2	秦井 誠司	かなえの会		○ 副委員長		○	○		
10	2	川勝 浩子	公明党瀬戸内市議団		○ 委員長		○	○		
11	4	日下 俊子	明るい明日をつくる会			○ 副委員長	○	○	○ 副委員長	
12	5	厚東 晃央	明るい明日をつくる会	○			○	○	○	副議長
13	5	河本 裕志	公明党瀬戸内市議団	○			○		○	
14	6	島津 幸枝	日本共産党瀬戸内市議団		○		○	○	○	
15	6	原野 健一	瀬戸内市民の会		○		○	○	○ 委員長	
16	7	小野田 光	瀬戸内市民の会							議長
17	7	石原 芳高	無会派			○	○ 委員長	○		
18	7	小谷 和志	明るい明日をつくる会		○		○	○ 委員長		

令和7年度
議会の概要

発行：瀬戸内市議会事務局
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1
TEL (0869)22-0979 (直通 8:30~17:15)
FAX (0869)22-1361
E-mail gikaijimu@city.setouchi.lg.jp